

聖隷ヘルパーセンター重要事項説明書（有償サービス）

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
代表者氏名	青木 善治
電話番号 FAX	0 5 3 - 4 1 3 - 3 3 0 0 0 5 3 - 4 1 3 - 3 3 1 4

2. 事業所の概要

事業所の名称	聖隷ヘルパーセンター
所在地	〒4 3 3 - 8 1 2 5 静岡県浜松市中央区和合町 5 5 5
開設年月日	平成 1 1 年 4 月 1 日
電話番号 FAX	0 5 3 - 4 7 5 - 5 5 0 0 0 5 3 - 4 7 5 - 5 5 0 9
管理者	白野 静香
サービス提供する実施地域	浜松市中央区（葵東、小豆餅、有玉、泉、泉町、大平台、上島、上西町、鴨江、鴨江町、神ヶ谷町、幸、佐鳴台、蜷塚、鹿谷町、城北、下池川町、新津町、十軒町、助信町、住吉、早出町、高丘西、高丘東、高丘北、高林、伝馬町、常磐町、富塚町、中沢町、西鴨江、西山町、布橋、野口町、萩丘、八幡町、曳馬、曳馬町、広沢、船越町、文丘町、三組町、元魚町、元城町、元浜、和合町、和合北、和地山）

3. 営業日及び営業時間

受付時間	月曜日から金曜日（国民の祝日を除く） 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 但し 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日は除く
サービス提供日	月曜日から日曜日（12 月 29 日～1 月 3 日は休日） 但し、年末年始の訪問は御相談に応じます。
サービス提供時間	提供時間は御相談に応じます。

センターへの上記受付時間外の連絡は、053-475-5500 の留守番電話に伝言して下さい。

4. 職員の概要

介護福祉士、ホームヘルパー 1・2 級・生活支援従事者等の職員が従事しています。

5. 聖隷ヘルパーセンターの概要

1) 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者に対し、訪問介護、その他の生活全般にわたるサービスの提供を行うことを目的とする。

2) 運営方針

ご自宅で安心して暮らせる訪問介護及びサービスを提供します。

3) 介護サービスの内容

(1) 提供するサービスは以下のとおりです。

公的制度 適用外サ ービス	1) 日帰りの外出
	2) 冠婚葬祭への出席
	3) 入院・入所(ショート含む)中の洗濯、買物
	4) 入院・入所(ショート含む)中の方の外泊時の送迎 を含んだケア (入院・入所・ショート利用前からの利用者に限 る)
	5) 介護保険で認定されない長時間の見守り
	6) 同居家族のいるお宅の生活援助
	7) 通院介助における公的制度外の内容
	8) その他

① サービスの提供に用いる器具類については、安全・衛生に常に注意を払い使用します。

② 医療行為は実施できません。

例えば：浣腸、坐薬の挿入、痰の吸引、胃管からの食事の注入、床ずれの手当てなど、その他医療行為と判断される内容。

6. 記録

サービスの実施状況及び評価を記録します。

7. 他事業所との連携

いくつかの事業所よりサービスを受けている場合は、必要に応じ連絡を取りながら、サービスの提供をいたします。

8. 訪問介護員等の変更について

訪問介護員等の変更を申し出ることができます。これを拒む正当な理由が無い限り事業所は変更に応じます。

9. 利用料金（別紙に定めます。）

- 1) サービスを提供するにあたって、利用者宅で使用する水道、ガス、電気等の費用はご負担して頂きます。
- 2) タクシーやバス等と一緒に出掛ける場合は、訪問介護員等の交通費は利用者の負担となります。
- 3) 介護に関する事で事務所への連絡が必要な場合は、利用者の電話をお借りする事があります。

10. 身元引受人

身元引受人をご指定ください。身元引受人の主な責任は以下の通りです。
なお、身元引受人は民法（債権法）に定める保証人としての責務を負います。

重要事項説明書の各条項のほか、以下の各項目に従い債務を保証

（1）連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。

（2）前項の連帯保証人の負担は、極度 60 万円を限度とする。

（3）連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料金等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

※身元引受人が役割を果たせなくなった場合には、あらたな身元引受人を立てていただきます。

11. 苦情申し立て

受付時間	平日午前8時30分から午後5時
電話	053-475-5500
苦情受付担当者	白野 静香

12. 利用者の留意点

1) 訪問スケジュールの変更について

利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合は、前日までにご連絡下さい。状況によっては御希望に応じる事ができないことがあります。

2) ご本人不在のサービスは行っていません。

3) 訪問時のもてなしの辞退

訪問時に職員に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮いたします。

説明日 年 月 日
説明者 聖隷ヘルパーセンター

印

平成15年11月15日	一部改訂	(別紙4の2) サービス外での交通費徴収)
平成16年7月15日	一部改訂	(別紙2 同居家族の家事援助)
平成17年1月1日	一部改訂	(事業者の連絡先)
平成17年7月1日	一部改訂	(市町村合併に伴う変更)
平成18年4月1日	一部改訂	(サービス内容の見直し)
平成18年9月1日	一部改訂	(交通費規定の変更)
平成18年12月1日	一部改訂	(通院介助時規定の変更)
平成19年4月1日	一部改訂	(政令指定都市移行に伴う住所表示の変更、 介護サービス内容の変更)
平成19年10月1日	一部改訂	(移転のため住所変更)
平成20年10月1日	一部改訂	(サービス内容の見直し)
平成24年7月1日	一部改訂	(内容の見直し)
平成26年4月1日	一部改訂	(消費税変更に伴い表記変更)
平成27年9月1日	一部改訂	(管理者変更)
平成29年10月1日	一部改訂	(管理者変更)
平成30年8月1日	一部改訂	(料金内容変更)
2020年4月1日	一部改訂	(民法の一部改正)
2021年4月1日	一部改訂	(料金表の表記変更)
2024年1月1日	一部改訂	(行政区再編のため)

有償サービス料金（別紙）

I 料金表

（税込）

時 間	1 時間当たりの利用料金	
	平 日（月～土）	日・祝日 年末年始（12／29～1／3）
8 時～1 8 時	3 3 0 0 円	4 1 2 5 円
6 時～8 時 1 8 時～2 2 時	4 1 2 5 円	5 1 5 9 円

- 1）上記の料金はサービス内容（身体介護・生活援助）に関係なく1時間あたりの料金です。※小数点以下は切り捨てとなります。
- 2）延長料金は、15分ごと上記の4分の1の料金を追加いたします。
- 3）ケア時間は、15分からお受けいたします。

II キャンセル料について

当日キャンセルの場合	1 0 0 0 円／1 回（不課税）
------------	--------------------

III 交通費 55円／km （税込）

- ・移動に関わる実費相当分等を請求させていただきます。
- 公的制度を併用される場合には交通費の請求はございません。

IV その他

- ・外出先で必要となる費用は、訪問介護員の分も利用者負担になります。